

協 議 会 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○安部課長 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第2回「埼玉県埼玉葛北地区福祉有償
運送市町共同運営協議会」を開会します。

委員の皆様には、大変お忙しい中、また、朝早い時間にもかかわらず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、今年度の事務局を担当させていただきます、幸手市社会福祉課長の安部と申します。議題に入るまで、司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願
いいたします。会議の前に、本日の会議の運営につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、皆様に4点お願いがございます。

1 点目でございますが、体調が思わしくない場合、風邪等の症状がみられる場合は、
職員までお申し出ください。また、アルコール消毒、咳エチケットにご協力をお願いします。

2 点目でございます。本日、この会場にご入室いただきました際に、皆様の氏名及び
連絡先をご記入いただきました。

万が一、本日の参加者の中で感染が生じた際は、連絡先等の情報につきまして、
保健所等の関係機関へ情報提供させていただく場合がございますので、ご承知おきくだ
さい。

また、保健所等の関係機関から聞き取り等がある場合がございますので、その際には
ご協力をお願いいたします。

3 点目でございます。万が一皆様が濃厚接触者となった場合は、接触してから1週間
を目安に、自宅待機の要請が行われる場合がございますので、この点につきましても、
ご承知おきください。

4 点目でございます。感染拡大防止のため、本日の会議は、換気のため扉を開けた状態で進めさせていただきます。また、マイクなど適宜消毒を行いますので、ご了承ください。

以上、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、皆様のご理解・ご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに真鍋会長からごあいさつをいただきたいと存じます。

真鍋会長よろしくお願いいたします。

○真鍋委員 はい。皆様おはようございます。

本日は何年に一度の寒波ということですが、ご出席いただきありがとうございます。

日本海側や西日本ではかなり吹雪が続いているようですが、関東ではまだ積雪もなく、公共交通機関の乱れも出ていないようです。さて、本日の協議会では更新の登録が3件と、変更登録がございます。この変更登録が少し難しい内容だと私は思っておりますが、その点も含め、本日の議事進行をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○安部課長 ありがとうございます。

次に、本日の資料を確認させていただきます。事前に郵送した資料といたしまして、8点ございます。お手元をご覧ください。

1点目、まず次第でございます。

2点目、委員名簿。

3点目、こちらは資料1でございます。自家用有償旅客運送の更新登録申請について。こちらは宮代町特定非営利活動法人きらりびとみやしろ様のものがございます。

4点目、資料2。同じく更新登録申請。久喜市社会福祉協議会様。

5点目、資料3。同じく更新登録申請です。久喜市特定非営利活動法人すずらん様。

6点目、資料4。自家用有償旅客運送の変更登録申請について。こちらは久喜市社会福祉法人誠会様のものがございます。

7点目、資料5。軽微な事項の変更届申請状況について。

8点目、資料6。令和4年度上半期実績報告について。以上の8点となります。

なお、申し訳ございませんが、差し替えの資料がございます。

資料5につきましては、本日差し替え分を配布させていただいております。「正」の字が記載されたものが正しい資料になります。そちらもお手元にごございますでしょうか。改めまして、差し替えをさせていただきましたこと、お詫びを申し上げます。資料のうち、不足等がございましたら、恐れ入りますが挙手をお願いいたします。

それでは、ここで会議に移る前に、事務局からご報告と皆様にご了解をいただきたい事項がございます。

名簿番号6番、幸手市身体障害者福祉会会長の秋谷清委員、同じく7番、一般社団法人埼玉県乗用自動車協会理事の野本雄三委員、同じく18番、昭和タクシー有限会社代表取締役の明野真久委員におかれましては、所用のため、本日欠席との連絡をあらかじめ頂いておりますので、皆様にご報告いたします。

そこで本日の会議の出席者数ですが、現在のところ15名となっており、本日ご出席を賜りました委員の皆様をもちまして、委員の過半数の方が出席をされております。

従いまして、当協議会設置要綱第8条第2項に基づき、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、当協議会におきまして議事録を作成する関係から、本協議会での発言内容を録音させていただいております。議事内容をより正確に残すために、発言をする際は挙手をしていただき、その方へ事務局がマイクをお渡しいたしますので、マイクを通して発言していただくようお願い申し上げます。どうぞご了解を賜りますようお願いいたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、真鍋会長にお願いしたいと思います。

真鍋会長よろしくをお願いいたします。

○真鍋会長 はい。よろしくをお願いいたします。

それでは、議題に入る前に、まずは、議事録署名委員を選任させていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、本日ご参加いただいている委員の皆様の中から、名簿の順で
お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<<異議なしの声>>

○真鍋会長 ありがとうございます。

それでは、前回は倉持委員と矢島委員にお願いいたしましたので、番号順で恐縮です
が、第 2 回協議会では大橋委員と若林委員に署名委員をお願いしたいと思いますが、よ
ろしいでしょうか。

<<受諾の意思表示>>

○真鍋会長 ありがとうございます。

本日の議事録ができましたら、事務局からお 2 人に署名をお願いすることとなります
のでよろしくをお願いします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、本日傍聴希望者の方はいらっしゃいますで
しょうか。

○安部課長 はい。本日傍聴者はおりません。

○真鍋会長 はい。ありがとうございます。

傍聴希望者の方はいらっしゃらないようですので、議題に入っていきたいと思いま
す。

それでは、次第に従い進めてまいります。議題 1 つ目「協議事項」の「更新登録申請
について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。

今回は 3 団体から更新登録申請が提出されております。

それでは申請団体の方をお呼びしますので、少々お待ちください。

○きらりびとみやしろ 皆様おはようございます。

認定 NPO 法人のきらりびとみやしろ理事長の島村孝一です。はじめに、協議会の皆様
には日頃から大変お世話になっておりますことを、ここでお礼を申し上げさせていただきます。
どうもありがとうございます。本日は、私共の有償運送事業の更新登録の事前

協議ということで、参加させていただいております。同行しているのは、担当理事の滝川でございます。本日はどうぞ、よろしくご審議いただきたいと存じます。

○事務局 お手元の資料 1 のとおり、非営利活動法人きらりびとみやしろ様から更新登録申請が提出されております。窓口市町は宮代町でございますので、宮代町事務局より概要の説明をお願いいたします。

○宮代町 それでは福祉有償運送に関する更新登録申請の概要について、宮代町から説明いたします。

まずは資料 1 を、ご覧ください。

まず 1、運送の主体でございます。名称は特定非営利活動法人きらりびとみやしろ、住所は埼玉県南埼玉郡宮代町川端 3-8-25、代表者は理事長 島村孝一様、事務所の名称及び位置は埼玉県南埼玉郡宮代町川端 3-8-25 になります。

2 の法令順守に関しましては、欠格事由の該当はございません。

3、運送の区域は、春日部市、幸手市、宮代町、杉戸町となっております。

4、旅客の範囲に関しましては、利用会員数 191 人、内訳につきましては身体障害者 24 人、要介護認定を受けている者 93 人、要支援認定を受けている者 65 人、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者は 9 人。2 人が身体障害者と要介護者の重複者となっております。会員在住市町村は、春日部市、幸手市、宮代町、杉戸町、久喜の菖蒲町となっております。

5、旅客から収受する対価でございます。こちらにつきましては、距離制となっております。初乗り 1 キロまで 300 円、加算につきましては、以後 1 キロあたり 100 円でございます。

6、自動車の保有についてでございます。使用車両台数は 17 台で、うち所有が 5 台、持ち込みが 12 台となっております。車両の種類につきましては、車いす車 3 台の所有車両と、兼用車の所有車両 2 台、セダン等の持ち込み車両 12 台となっております。

7、運転者等の確保でございます。運転者につきましては 25 人となっております、うち第二種免許取得者 2 名となっております。運転車両は福祉車両、セダン車両となっております。

り、福祉車両の運転者人数は 5 人。講習受講者も同じく 5 人。セダン車両の運転者人数は 12 人、介護福祉士の登録者は 1 人、12 人が講習を受講済みとなっております。

8、運行管理体制等についてでございます。運行管理の責任者は、理事長の島村孝一様です。車両数は 17 台、責任者は 1 人でございます。資格の種類につきましては、運行管理責任者研修受講者となっております。運行管理の体制につきましては、備わっております。

9、整備管理体制等。整備の管理責任者は井上愛太郎様です。整備管理の体制につきましては、備わっております。

10、事故対応等。事故対応責任者は井上愛太郎様、滝川操様。事故処理連絡体制につきましては、備わっております。苦情処理体制も同様です。

11、損害賠償措置。保険会社等、別紙概要のとおりとなっております。契約内容は、全て対人 8000 万円以上、対物 200 万円以上の任意保険に加入しております。

以上で、概要の説明を終わります。

○真鍋会長 はい。ありがとうございます。

まず、当協議会委員でございます滝川委員におかれましては、所属されている法人の更新登録申請となり、委員としての発言はできませんのでご了承ください。

では、更新登録ということで全ての団体さんにお伺いしておりますが、この更新までの期間に苦情や事故等があったかなかったかということと、あと普段どのような運送を行っているか簡単にご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○きらりびとみやしる はい。苦情と事故の件ですが、こちらの方は全くありませんでした。

有償運送を行うことの流れとしては、活動に入る前に、体調管理なども含めて報告もあり、それから利用者さんのところに向かっていただくようになっております。最終的にはその運転手が 1 日の最終には、また体調管理も含めて活動報告として終了の報告をいただいております。

○真鍋会長 はい。ありがとうございます。どのような利用目的で有償運送をされている

か、少しお話しいただければと思います。

○きらりびとみやしろ はい。主に、病院などの送迎が一番多いです。8割9割、病院の送迎ということで、対応しております。

○真鍋会長 自宅から病院が多いということですね。

○きらりびとみやしろ はい。ドア・ツー・ドアで行っております。

○真鍋会長 はい。ありがとうございます。

では、協議に入っていきたいと思いますが、記録等については運行記録と、あとは乗車前点検等を添付していただいております。この運行記録をつけていただいているのは、運転手は青木さんのもので、これは会員が運行した日を記入し、毎月つけていると思われませんが、青木さんの車にこの運行記録の個人車両の表が備わっているということによろしいですか。

○きらりびとみやしろ はい。そうです。

○真鍋会長 今回提出いただいているものは会員様お2人のものですが、例えば同じ運転手が同じ月に会員5人とか担当した場合はそれがまた5人分あるということによろしいですか。

○きらりびとみやしろ はい。

○真鍋会長 ありがとうございます。そういった点検、乗車前点検については、これは毎月運転者1人について、月ごとにチェック表があるということによろしいですかね。

○きらりびとみやしろ はい。そうです。

○真鍋会長 ありがとうございます。その他の利用者の皆様へのご案内や、車外表示・車内表示の写真。白黒で委員の皆様にとっては少々見づらくなっておりますが、こちらも添付しておりいただいております。

それでは委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

あと、大事なこと一点、お伺いをさせていただきます。今回は更新登録申請ですので変更はないということによろしいですかね。

○きらりびとみやしろ はい。

○真鍋会長 きらりびとみやしろ様におかれましては、前回変更申請の審議をさせていただいたかと思えます。

では、委員の皆様から何かご質問はございませんでしょうか。

無いようですので、きらりびとみやしろ様の協議は以上としたいと思います。どうもありがとうございました。

○きらりびとみやしろ ありがとうございました。

○真鍋会長 では、ありがとうございました。

続いて更新登録申請の2団体目となります。

○事務局 はい。それでは、申請団体の方をお呼びいたしますので、少々お待ちください。

○久喜社会福祉協議会 失礼します。

○事務局 お手元の資料2番にありますとおり、社会福祉法人久喜市社会福祉協議会様から更新登録申請が提出されております。

窓口は久喜市でございますので、久喜市事務局より、概要の説明をお願いいたします。

○久喜市 それでは福祉有償運送に関する登録申請の概要について、久喜市から説明させていただきます。2番の資料をご覧ください。

1、運送の主体。名称、社会福祉法人久喜市社会福祉協議会、住所は埼玉県久喜市青毛753番地1、代表者名は会長梅田修一様。事務所の名称及び位置は三か所となっております。社会福祉法人久喜市社会福祉協議会及び菖蒲支所、栗橋支所となっております。位置はそれぞれ久喜市青毛753番地1、久喜市菖蒲町新堀38番地、久喜市間鎌251番地1となっております。

2、法令順守。欠格事由に該当ございません。

3、運送の区域は久喜市となっております。

4、旅客の範囲、利用会員数58人。内訳につきましては、身体障害者18人、知的障害者1人、要介護認定を受けている方が32人、要支援認定を受けている方が5人。その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する方は2人となっております。会員在住市町村名は、久喜市で58人となっております。

5、旅客から収受する対価。こちらは距離制となっておりまして、初乗りは2キロまで300円。加算につきましては、以後1キロあたり100円となっております。運送の対価以外の対価は、迎車回送料金が100円となっております。

6、自動車の保有。使用車両台数は8台の所有車両。内訳としては、車いす車が所有車両で4台、兼用車が所有車両で2台、回転シート車が所有車両で2台となっております。

7、運転者等の確保でございます。運転者人数は30人となっております、うち第二種免許取得者は1人です。30人の方が講習受講済みとなります。

8、運行管理体制等。運行管理の責任者はそれぞれ、水越輝知様、小森谷隆幸様、中繁秀基様。車両数は8台で、事業所が三か所のため責任者は3名となっております。資格の種類につきましては、各事業所管理車両5両未満のため、必要ありません。運行管理の体制は、代表者から、運行管理の責任者、運行管理の責任者の代行者、運転者となっております。

9、整備管理体制等。整備管理の責任者は栗田俊行様、篠崎真美様、田中恒様。整備管理の体制は、代表者から整備管理の責任者となっております。

10、事故対応等。事故対応責任者は栗田俊行様、篠崎真美様、田中恒様。事故処理連絡体制につきましては、運転者から事故対応責任者、代表者。また、運転者及び事故対応責任者は最寄りの警察署、埼玉北地区福祉有償運送市町共同運営協議会、埼玉県企画財政部交通政策課、久喜市福祉部障がい者福祉課へ連絡することとなっております。苦情処理体制につきましては、苦情処理責任者は中村晃様。苦情処理担当者は中繁秀基様、小森谷隆幸様、水越輝知様。

11、損害賠償措置。契約保険会社等名や内容は、概要のとおりとなっております。契約内容は、全て対人無制限、対物無制限となっております。

以上で概要の説明を終わります。

○真鍋会長 ありがとうございます。

では審議に入っていく前に、団体から追加の説明等を願いたいと思いますが、今回は

更新登録ということで、この更新までの間で、事故や苦情等はございませんでしょうか。

○久喜社会福祉協議会 特にございません。

○真鍋会長 ありがとうございます。

また、今回は更新登録申請ですので、これまでの内容での更新ということでお間違いないですか。

○久喜社会福祉協議会 はい。間違いありません

○真鍋会長 ありがとうございます。

では、通常どのような運送をされているのか、例えば自宅から病院が多いとかそういったところを簡単に説明いただければと思います。

○久喜社会福祉協議会 はい。基本的には要介護認定を受けている方の利用が主でして、ご自宅から病院間の有償運送を主に行っております。

○真鍋会長 ありがとうございます。

では、ご提出いただいている資料に基づきまして私から質問ですけれども、安全な運転のための確認表をご提出いただいております。こちらを拝見いたしますと、運転者の黒田様が印刷されております。運行の安全確保のための指示のところには、「あせらずに ゆとりの心で安全運転」と印字されております。これはどんな形で使われていらっしゃいますか。

○久喜社会福祉協議会 完全な運転のための確認表ですけれども、私どもの有償運送はボランティアの方をお願いをしております、その運転手につきましては事前に決まっておりますので、その中で確認をいただいております。

○真鍋会長 安全確保の指示も、あらかじめ言うことを決めて運用しているということでしょうか。安全確保のための指示は、例えば夕方暗くなった時に気を付けてとか、あるいは今日のような天気の時路面凍結してそうですとか、そのようなことをその日の状況に応じて指示をいただくことが望ましいと思いますので、そういった点にご配慮いただければと思います。

○久喜社会福祉協議会 はい。ご指摘ありがとうございます。

○真鍋会長 では、乗務記録についてもこちらは運転者様も会員様も印字されていて、乗務距離も記載されていますが、毎回この用紙を印刷してから時間だけ記入するということ
でよろしいですか。

○久喜社会福祉協議会 はい。

○真鍋会長 この場合、運送途中で例えば道路工事等があつて道順が変わったりすると、運送に要した距離も変わってくるかと思えます。標準的にはこの距離だと思えますが、移動距離については実際のメーターで確認していただく必要がございますので、あらかじめ印字したものというのは不適切かなと思えます。もちろん後から訂正として記入し直して、実際の距離はこうなりましたという場合は問題ありませんが、距離に関してはあらかじめ予想はできないものですので、そこはご対応いただければと思います。

○久喜社会福祉協議会 はい。承知いたしました。

○真鍋会長 はい、ありがとうございます。

その他、車外と車内表示の写真をつけていただいております。

委員の皆様ご質問等ございますでしょうか。

○埼玉運輸支局 はい。

○真鍋会長 はい、お願いします。

○埼玉運輸支局 埼玉運輸支局です、よろしくお願いします。

先ほどの乗務記録ですが、開始と終了の時間は全部 5 分単位とかで切り上げています
でしょうか。

○久喜社会福祉協議会 これにつきましては、実際に出発した時間と到着地した時間を記載
いただいておりますので、切り上げ等はしておりません。この時たまたまこの表記にな
ったというところがございます。

○埼玉運輸支局 はいわかりました、ありがとうございます。ちなみにこの乗務記録で、
先ほど運送に要した距離が事前に印字されているというお話でしたが、乗務距離合計の
ところが7.6キロとなっているのは、計算が合っていないかと思えます。

○久喜社会福祉協議会 これは誤りです。失礼いたしました。

○埼玉運輸支局 ありがとうございます。以上です。

○真鍋会長 ご指摘ありがとうございます。運転者によっては、時間の表記を丸めていらっしゃる方もいるかもしれませんので、実際の時刻を記入するようになっていただければと思います。

○久喜社会福祉協議会 はい。

○真鍋会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

では、記録のところをもう少し適切に実施していただきたいということと、特に運送の距離については気をつけてください。

○久喜社会福祉協議会 はい。失礼いたしました。

○真鍋会長 その他、申請書類につきましては特に不備はないと思いますが、委員の皆さんの中で何かございますか。

特になければ久喜市社会福祉協議会様の協議は以上といたします。ありがとうございました。

○久喜社会福祉協議会 ありがとうございます。

○真鍋会長 では、続いて更新登録申請の3団体目となります。

○事務局 はい。それでは、申請団体の方をお呼びいたしますので、少々お待ちください。

○すずらん よろしくお願ひします。

○事務局 お手元の資料3番にありますとおり、特定非営利活動法人すずらん様から更新登録申請が提出されております。

窓口は久喜市でございますので、久喜市事務局より、概要の説明をお願いいたします。

○久喜市 それでは福祉有償運送に関する登録申請の概要について、久喜市から説明いたします。お手元の資料3番をご覧ください。

1、輸送の主体でございます。名称、特定非営利活動法人すずらん。住所は、埼玉県久喜市東大輪 1375 番地 3。代表者名、峯美奈様。事務所の名称及び位置は同じです。

2、法令順守。欠格事由に該当なしとなっております。

3、運送の区域は久喜市でございます。

4、旅客の範囲につきましては、利用会員数 14 人。内訳として、身体障害者 8 人、精神障害者 2 人、要介護認定を受けている者 3 人。その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する方は 1 人。会員在住市町村名は、加須市 13 人、羽生市 1 人となっております。

5、旅客から収受する対価については時間制となっております。運送の対価、生活サポートを利用する場合は、初乗り 30 分 475 円、加算につきましては以後 30 分あたり 475 円。生活サポートを利用しない場合は初乗り 30 分 1,250 円、加算につきましては以後 30 分あたり 1,250 円となっております。運送の対価以外の対価は、迎車料金が 250 円から 2,000 円。待機料金は 15 分ごとに 350 円となります。

6、自動車の保有につきましては、使用車両台数 3 台。そのうち所有の車いす車が 1 台。持込みセダン等が 2 台となります。

7、運転者等の確保。運転者人数 2 人。セダン車両の運転者人数が 2 人。講習受講状況も同じく 2 人です。

8、運行管理体制等。運行管理の責任者は橋本成美様。車両数 3 台、責任者 1 名でございます。資格の種類につきましては、各事業所管理車両 5 両未満のため、必要ありません。運行管理の体制は、代表者から、運行管理の責任者、運行管理の責任者の代行者、運転者となっております。

9、整備管理体制等。整備の管理の責任者は田中亚美様。整備管理の体制は、代表者から整備管理の責任者となっております。

10、事故対応等。事故対応責任者は石川絵里奈様。事故処理連絡体制は、運転者から、事故対応責任者、代表者。また、運転者及び事故対応責任者から各警察署、埼玉葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会、埼玉県企画財政部交通政策課、久喜市福祉部障がい者福祉課等へ連絡することとなっております。苦情処理体制につきましては、苦情処理責任者は岡安絢香様、苦情処理担当者は大塚仁美様となっております。

11、損害賠償措置について。契約保険会社等名や内容は、概要のとおりとなっております。契約内容は、全て対人無制限、対物無制限となっております。以上です。

○真鍋会長 ありがとうございます。

では、今回は更新登録申請ということですので、いくつかお伺いしたいと思います
が、今回の更新のまでの間に事故や苦情等はございましたでしょうか。

○すずらん はい。ありませんでした。

○真鍋会長 ありがとうございます。

今回は更新登録申請ですので、これまでの内容での更新ということによろしいです
か。

○すずらん はい。大丈夫です。

○真鍋会長 ありがとうございます。

では、日々の福祉有償運送で、こういった運送をされているのか、簡単に説明いた
ければと思います。例えば、要介護の方をご自宅から病院で往復することが多いとい
う程度の内容で構いませんので、教えていただければと思います。

○すずらん はい。基本的には、病院への送迎が大半を占めております。自宅から病院ま
での往復、あとは施設から病院までを往復するという内容がほとんどです。

○真鍋会長 ありがとうございます。

では、ご提出いただいている資料を見ながら質問させていただきますが、安全な運
転のための確認表ですけれども、こちらご提出いただいている確認表に日付と運転者が載
っていて、そこに確認すべき項目ということでチェックがついておりますが、これはど
こで、どういう状況で確認されているかということをお教えいただけますでしょうか。

○すずらん はい。基本的には自宅で出発前に確認という形になります。運転者は2名しか
いないので私と田中でお互いに確認しあうっていう形で、非対面ですが電話で確認して
います。

○真鍋会長 ありがとうございます。アルコール検知器の使用に関しましては、車両台数 3 台
であるため必要ないということによろしいですね。

○すずらん はい。

○真鍋会長 5台を超えた場合は少し条件変わってきますので、ご注意ください。

○すずらん はい。わかりました。

○真鍋会長 また、運転記録の方ですね。こちらにつきましては、時間を7時10分から11時40分までと10分刻みで丸めてあるのかなと思います。こちらについては、実際の時間を書いていただくこととなります。

福祉サービスに関しては多分30分単位で設定されているのかと思いますが、ここは福祉有償運送での時間を記入していただくことになっておりますので、例えば13分から19分までだとかそういう数字を入れていただきたいと思いますが、そのように書いていただけますか。

○すずらん はい。直させていただきます。

○真鍋会長 ありがとうございます。

あと、先ほどの安全な運転の確認表についてもう一点ございます。こちらの運行の安全確保のための指示内容のところが記載されていないので、今日は少し天気が悪いので、雨で水捌けを注意してくださいとか、あるいは路面凍結している可能性があるので気をつけましょうとか、そのような内容で構いませんので、状況に合わせた確認をしていただくようお願いしたいと思います。

○すずらん はい。わかりました。

○真鍋会長 私からは以上となります。あとは車内表示と車外表示の写真も添付されております。委員の皆様から何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、では安全な運転のための確認表と運行記録については、間違った書き方をされている団体も比較的多いため、こういった場での指摘をさせていただいておりますので、今日お知らせした内容をぜひ遵守して記録をつけていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

では、申請内容はこのままで問題ないということで、協議を整えさせていただきます。ありがとうございました。

○すずらん ありがとうございます。

○真鍋会長 では続きまして、議題1の2つ目、変更登録申請について。事務局からのご説明をお願いしたいと思います。

○事務局 はい。今回は1団体から変更登録申請が提出されております。
それでは申請団体の方をお呼びしますので、少々お待ちください。

○誠会 失礼いたします。よろしく申し上げます。

○事務局 お手元の資料4番になります、社会福祉法人誠会様から変更登録申請が提出されております。

窓口は久喜市でございますので、久喜市事務局より、概要の説明をお願いいたします。

○久喜市 それでは、福祉有償に関する変更申請の概要について、久喜市から説明いたします。資料4の概要をご覧ください。

運送の主体は社会福祉法人誠会。今回の変更事項は、旅客から収受する対価となっております。変更後の旅客から収受する対価につきましては、距離制、時間制となっております。距離制については初乗り2キロまで350円。加算につきましては以降1キロ当たり100円でございます。

運送の対価以外の対価は、迎車回送料金は5キロまでは無料、5キロから10キロまで300円、10キロ以上は500円となっております。時間制については、初乗り30分以内で475円。加算につきましては、以降30分あたり475円となっております。運送の対価以外の対価はその他の料金として1キロあたり30円となっております。

以上で概要の説明を終わります。

○真鍋会長 ありがとうございます。

少しわかりにくいので整理しますと、変更後では時間制を追加したということでしょうかね。距離制の方はそのままですね。

○誠会 はい、そのとおりでございます。そして、時間制は生活サポート事業利用者様を対象とした体制になっているということで修正をかけております。料金に変更はありません。

ん。

○真鍋会長 これまでは時間制は取られてなかったということですよ。

○誠会 これまでも時間制はありましたが、生活サポートの利用者が時間制であるというような明記が不足していました。

○真鍋会長 手元の資料ですと変更前の時間制のところは空欄になっていますが、変更前も同じ内容で書いてあったということでしょうか。

○誠会 前回提出させていただいた際に時間制の方も記載していたのですが、こちらの勘違いがありまして、時間制はなしということで一度消去してしまいました。それで今回また改めて、修正として記載をさせていただいています。

○真鍋会長 これまで申請が通っていたのは、距離制のみということでしょうか。今回、生活サポート事業利用者さんに限っては時間制を適用しますよ、という内容の変更申請ということになりますか。

○誠会 はい。

○真鍋会長 ありがとうございます。

申請書類の時間制で、30分以内初乗り 475 円。加算 30 分ごとに 475 円とあります。その下のタクシー料金等の表に、30分以内 1,425 (475) 円と記載されておりますが、これはどのような意味なのでしょう。

○誠会 こちらに関しましては、カッコ内が利用者様の負担金額でして、基本的に 1 時間 950 円のご負担を利用者様にはしていただくこととなります。久喜市から生活サポート 1 時間 2,850 円の補助金をいただいておりますということで、このような書き方をさせていただいております。

○真鍋会長 そうすると、1 時間の欄で見ると、利用者から 950 円をいただいた後、久喜市からの補助金がさらに 2,850 円入ってくる。この 2 つを足した合計金額が事業所へ入ることですか。

○誠会 申し訳ありません。利用者からの 950 円を含んだ全体の金額が 2850 円という形です。

○真鍋会長 そうですね、わかりました。そういった内容で書かれていると。このサポート事業利用者の場合の金額設定は、他の団体も多くの場合このように記載されているかと思えます。

今回お聞きしたいのは、その他料金のところですか。その他料金はこの注意書きにありますように、介助料及び添乗料、ストレッチャー使用料、車椅子の使用料等を想定しております。今回の申請では距離制としてガソリン代が記載されておりますが、このような内容での申請はこれまでにありませんでした。

ですので、委員の皆様、県や運輸支局さんからこの点について、事例があるとか、制度的にどうなのかという解釈をいただく必要があるかと思えますが、埼玉県の方でこのような事例はありますでしょうか。

○県交通政策課 交通政策課の大熊と申します。

事例として無いわけではありませんが、この記載方法に関してはまだ検討中であり、今は明確な回答ができない状況です。

○真鍋会長 時間制でも、距離に応じてガソリン代をもらうということは、他の協議会ではあるということですかね。

○県交通政策課 そうですね。明確な規定がまだできていないので、これについて回答は今出来ない状況にあります。

○真鍋会長 実際それで審査を通っている団体もまだいないということでしょうか。

○県交通政策課 協議会によって記載方法を決めています。今はバラバラですが、こういう形の申請をされている団体も、他の協議会ではあるということです。

○真鍋会長 ありがとうございます。

埼玉運輸支局としてはいかがでしょうか。

○埼玉運輸支局 その他の料金に書かれていますが、これは本来であれば運送の対価に入れるべきものですが、埼玉県の他の協議会では、このように運送の対価以外の対価としてその他料金に入れている事例は結構あります。

記載方法については別途考えていけないところではありますが、実際同じ

ような記載をしている団体はございます。

○真鍋会長 なるほど、ありがとうございます。

他の協議会ではこういった申請をされている事業所はあるということと、記載方法については県の方でも検討中であるということですね。

○埼玉運輸支局 ガソリン代を入れたとしても、タクシー料金の半分以上を超えないですね。

○真鍋会長 そうですね、微妙なラインかもしれませんが、タクシー料金の半分以上を超えないのが原則になりますので。

今の回答が埼玉県の状態ということで、記載方法については県からの様式的なものが出ればそちらに合わせていいと思いますが、現時点では差し支えないという判断になりそうです。これは協議会で決めるということになると思いますので、皆様からご意見をいただければと思います。

誠会様は他の協議会の範囲でも運行されていますか。

○誠会 はい。北埼玉地域の協議会でも審議を行いました。この点に関して特に問題はなく、9月には協議を終えております。

○真鍋会長 変更申請をされたということでしょうか。

○誠会 いえ、新規登録申請の際にです。

○真鍋会長 なるほど、ありがとうございます。

ほかの委員の皆様はいかがでしょう。すでに登録をされている若林委員の事業所ではどのように記載しておりますか。

○若林委員 はい、たいむ共生会の若林です。

そうですね。今言われたように、タクシー料金の2分の1を超えなければというところが、微妙なのかなと思います。私が運送しているところでも、これが通るのであれば今後この記載の仕方考えたいなと思っています。

○真鍋会長 はいわかりました、ありがとうございます。確かにガソリン代が上がっているのはあると思います。

ほかに委員の皆様からご意見ございますか。

なければ、こちらの変更申請で協議を整えたいと思います。よろしいでしょうか。

はい。では県の方でこういったケースについての書き方も、統一様式的なものが出ましたらぜひ協議会の方にご連絡いただいて、このように記載してくださいと事業所にも周知していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、誠会様の変更登録申請に係る協議はここまでにしたいと思います。ありがとうございました。

○誠会 ありがとうございました。

○真鍋会長 それでは、次の議題に進みたいと思います。

議題 2、報告事項として、こちらはまとめて 2 点、「軽微な事項の変更届申請状況について」及び「令和 4 年度上半期実績報告について」を一括して、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、軽微な事項の変更届申請状況について、ご報告いたします。資料 5 をご覧ください。

こちらは本日差し替え分を配布させていただいております。「正」の字が記載されたものが訂正した資料になります。

1 番、社会福祉法人たいむ共生会。

窓口市町は、久喜市です。

ア、令和 4 年 8 月 31 日付けの申請による変更内容につきましては、1 台増となりました。なお、持込車両セダン等 1 台（うち軽 1 台）の増となりました。

イ、令和 4 年 9 月 30 日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が 1 名減により、51 名から 50 名に変更となりました。

また、旅客の名簿数が 1 名減、1 名増と変更され、名簿数の合計に変更はございません。

ウ、令和 4 年 11 月 25 日付けの申請による変更内容につきましては、運転者の氏名が変更となりました。

また、使用車両が 2 台増となり、車両台数が 29 台から 31 台に変更となりました。なお、所有車両セダン等 2 台（うち軽 1 台）の増となりました。

続きまして、2 番、特定非営利活動法人すずらん。

窓口市町は、久喜市です。

エ、令和 4 年 11 月 30 日付けの申請による変更内容につきましては、使用車両が 1 台増となり、車両台数が 2 台から 3 台に変更となりました。なお、所有車両車いす者 1 台（うち軽 1 台）の増となりました。

続きまして、3 番、社会福祉法人 久喜市社会福祉協議会。

窓口市町は、久喜市です。

オ、令和 4 年 10 月 31 日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が 6 名減により、39 名から 33 名に変更となりました。

また、旅客名簿数が 33 名減により、91 名から 58 名に変更となりました。

続きまして、4 番、特定非営利活動法人誠会。

窓口市町は、久喜市です。

カ、令和 4 年 12 月 20 日付けの申請による変更内容につきましては、運転者 1 名の住所変更、運転者の 1 名減により、16 名から 15 名に変更となりました。

また、使用車両が 1 台減となり、車両台数が 11 台から 10 台に変更となりました。なお、持込車両セダン等 1 台（うち軽 1 台）の減となりました。

続きまして、5 番、一般社団法人 あかり。

窓口市町は、久喜市です。

キ、令和 4 年 8 月 29 日付けの申請による変更内容につきましては、事務所の住所及び代表者名の変更となりました。

ク、令和 4 年 10 月 11 日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が 3 名減、3 名増の変更となりました。運転者合計数に変更はありません。

また、旅客名簿数が 22 名減、15 名増により、146 名から 139 名に変更となりました。

続きまして、6 番、特定非営利活動法人きらりびとみやしろ。

窓口市町は、宮代町です。

ケ、令和4年11月15日付けの申請による変更内容につきましては、運転者数が1名減、3名増となり、23名から25名に変更となりました。

また、使用車両が1台減、1台増となりました。台数に変更はございません。なお、持込車両セダン等1台（うち軽1台）のうち、1台は車両の入れ替えを行いました。

続きまして、7番、一般社団法人らしえる。

窓口市町は、宮代町です。

コ、令和4年12月15日付けの申請による変更内容につきましては、運転者数が2名増となり、5名から7名に変更となりました。

また、使用車両が1台増となり、車両台数が3台から4台に変更となりました。なお、所有車両セダン等1台の増となりました。

以上で、軽微な事項の変更届の報告を終わります。

続きまして、令和4年度上半期の実績報告についてご説明いたします。資料6をご覧ください。

資料6とその裏面に補足資料をご用意させていただきましたので、そちらを併せてご覧ください。

1番、たいむ共生会。

車両数29台、会員数113名、走行距離2万7,439キロ、運送回数2,959回、運送収入466万5千円、運転者数50名です。

2番、誠会。

車両数3台、会員数26名、走行距離1,719.3キロ、運送回数225回、運送収入60万1千円、運転者数15名です。

3番、あかり。

車両数26台、会員数114名、走行距離1万9,147キロ、運送回数3,095回、運送収入157万9千円、運転者数96名です。

4番、久喜市社会福祉協議会。

車両数 8 台、会員数 58 名、走行距離 194.6 キロ、運送回数 32 回、運送収入 2 万 7 千 500 円、運転者数 33 名です。

5 番、白岡町地域支援いちょうの木。

車両数 2 台、会員数 4 名、走行距離 23 キロ、運送回数 12 回、運送収入 3 千 600 円、運転者数 2 名です。

6 番、きらりびとみやしろ。

車両数 17 台、会員数 191 名、走行距離 1 万 1,136 キロ、運送回数 1,819 回、運送収入 178 万 5 千円、運転者数 23 名です。

7 番、すずらん。

車両数 2 台、会員数 0 名、走行距離 75 キロ、運送回数 10 回、運送収入 1 万 7 千円、運転者数 2 名です。

8 番、元気村。

車両数 3 台、会員数 9 名、走行距離 68 キロ、運送回数 15 回、運送収入 1 万円、運転者数 2 名です。

9 番、一般社団法人らしえる。

車両数 4 台、会員数 1 名、走行距離 0 キロ、運送回数 0 回、運送収入 0 円、運転者数 7 名です。

10 番、一般社団法人 市一舎 障がい福祉じゅれー。

車両数 2 台、会員数 22 名、走行距離 0 キロ、運送回数 0 回、運送収入 0 円、運転者数 3 名です。

なお、10 団体すべてにおいて、苦情及び交通違反はございませんでした。

また、補足資料の、旅客の会員の運送を必要とする理由別の内訳、自動車の保有の内訳、必要な運行管理者数と事業所の配置人数、運転者の人数のうち福祉車両限定の方、セダン等の運転要件を満たす方の内訳については、記載のとおりでございます。

説明については、以上でございます。

○真鍋会長 ありがとうございました。

報告のありました内容について、委員の皆様からご質問はありますか。

先ほど少し協議の中で話題にあがりましたが、車両の台数が 5 台になった時点で整備の資格を持った方を配置しないといけないとか、あとアルコール検知器の使用が必要になるとかが変わっていきます。本日の軽微な変更だと、一般社団法人らしえるが車両台数が 4 台に増えているということなので、5 台を超えると変わってくるということを伝えていただくようお願いします。ただ、実績報告では、一般社団法人らしえるの運送回数が 0 ということで、活動されているけど実績は 0 ということになっておりますね。

今回の報告について何かありますでしょうか。よろしいですかね。

では、次にその他についてですが、事務局から何かございますか。

○事務局 はい。事務連絡といたしまして、令和 4 年度の協議会は、本日をもって終了となります。

委員の皆様には、1 年間に渡り、ご協力いただきありがとうございました。

また、令和 5 年度については、事務局が宮代町となりますので、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

最後に来年度の事務局である宮代町様に一言いただきたいと存じます。

○宮代町 はい。令和 5 年度事務局を担当いたします、宮代町福祉課福祉支援担当の小島と申します。来年度の一年よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

事務局からの報告は以上になります。

○真鍋会長 ありがとうございます。

それでは、これで予定された議事はすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

皆様、ご協力ありがとうございました。

○安部課長 真鍋会長ありがとうございました。

また、委員の皆様には、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 4 年度第 2 回埼玉県埼玉葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会

を閉会させていただきます。

なお、資料 1 から 4 につきましては、個人情報の一部含むものとなっておりますので、回収させていただきます。机の上に置いてくだされば結構ですので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○真鍋会長 ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年3月30日

会議録署名委員 大橋 登喜夫

会議録署名委員 若林 敬子